

平成29年10月18日

保護者の皆様

岸和田市立大芝小学校園
校 園 長 中津 隆彦

台風接近に伴う措置等（臨時休業）について

台風接近に伴い、気象警報が発令された場合、岸和田市の公立学校・幼稚園では、下記のような臨時措置をとりますので、テレビなどの気象情報に十分ご留意いただき、お子様への指導をよろしくお願いいたします。

なお、警報が発令されていない場合でも、台風の影響等で通学路の安全確保が心配される場合は、登校を見合わせるなどの安全対策をとってくださいますようお願いいたします。

記

（１） 台風の場合

午前7時現在、「岸和田市」に台風が直接の原因と考えられる「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている場合は、**臨時休業とします**。

登校後、「岸和田市」に、「暴風警報」、または「大雨警報」が発令された場合、下校を早める場合があります。児童に自宅の鍵を持たせるなど、ご家庭で、十分話しあっておいて下さい。

（２） 台風を伴わない場合

※台風が間接的な原因と考えられる場合や、午前7時現在で台風が熱帯低気圧等に変わっている場合を含む。

前線の通過や集中豪雨のため、「暴風警報」や「大雨警報」が発令されていても、**臨時休業にはなりません**。

ただし、大雨や事故などで、通学の安全確保が困難な場合は、「登校を見合わせる」や「回り道をする」などの措置を、ご家庭の判断でお願いいたします。

- （例）
- ① 前が見にくいほど激しい雨が降っている。
 - ② 道路に水があふれ、通行ができない。
 - ③ 雷が落ちそうで、危険な場合
 - ④ 交通事故で通行できない。
 - ⑤ 地震で「建物が倒壊」、「道路のひび割れ」など、通行が危険な場合
 - ⑥ 火災のため、通行が困難、または危険な場合 など

保存版